

下條正男・島根県竹島問題研究会座長から、2014年に研究会が刊行した『竹島問題100問100答』を、昨年10月に慶尚北道独島史料研究会が再批判していたことを教えていただいた。李承晩ライン問題については、韓国の国防大学教授の金柄烈氏(キンヒョクヨル)が私を再批判している。

李承晩ラインとは1952年に韓国が、漁業資源を独占しようと設定した境界線である。韓国はこの侵犯を口実に日本漁船を拿捕し、多い時には900人以上の日本人が抑留生活を送った。

金炳烈氏は李承晩ライ

日本安全保障
戦略研究所研究員



藤井 賢二

風発談論

52

李承晚ライン設定当時、沿岸国だけが漁業資源を管轄できる漁業専管水域を米国は認めていなかつた。漁業専管水域が国際的に認められるのは、10年以上後の60年代である。しかも、伝統的にその水域で操業していく国に対しては条件付き

李承晩ラインを考える

「竹島問題100問100答」再批判に對して

で漁業の継続が認められ
た。一方的な宣言で日本
漁船を締め出そうとした
李承晩ラインとは異なる
る。

金炳烈氏は前回、李承晩ラインは朝鮮総督府が定めたトロール漁業禁止線を基準にしたと述べて、トロール漁船だけではなく、全ての日本漁船の操業を禁止した問題や、トロール漁業禁止線よりも李承晩ラインが広かつたことを私に指摘されたため、今回は「52年の状況で漁業資源を保護するための最善の方法」を提出した。李承晩ラインは、さまたた。漁業資源の状況が不明なのに保存措置を変更したという説明は理解できない。

金炳烈氏は、しきりに現在の国連海洋法条約の排他的経済水域（沿岸国のみがその水域の資源を管理でき、他国は沿岸国の許可なしに資源を利用できない水域。距岸200kmまで設定できる）と李承晩ラインは同じ性格のものと主張する。

しかし、国連海洋法条約の排他的経済水域においては、サバ資源の説明を日本が提出した画面で行うと、韓会談漁業委員会では、サバ資源の説明を日本が提出した画面で行うと、李承晩ラインは前回、李承

岸国は資源管理を責任を持って行い、余剰があつた場合は他国にも漁獲されるというものである。資源調査や資源保存措置不完全な状態で、一方に日本漁船の操業を禁じた李承晩ラインと同じではない。そもそも国連海洋法条約を過去にさかのぼって適用することはできない。

沿岸は、領海の行為に対しても大という非常な行爲に對して国民は李承晚がの邊境線と誤解し、ラインは、現で中国が繰り返しで行動にも似た題を含んでいた。金炳烈氏は脅威を強調し、インは「漁業の最後のための最後のたた」、「たた」という主權をない。

韓国が李承言よりも4ヵ月日本漁船を排域の設定を盲い。見

に抗議した。一方的な拡張で危険な認識であり、韓国ラインを国在南シナ海広げていい、深刻な問題た。李承晚月後に始まり漁業委員会の源保護の、禁漁区域、漁業委員会のことをかかわらず受け入れることを認めること。要は、日本漁船の資源保護の手段だった。李承晩ラインは、ではなくだつたと、島問題研究会ふじい島吉賀町長が答えていた。

・けんじ 島根出身。島根県研究会委員。